

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 11 月 28 日作成)

[所管：都市計画推進部 住宅課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	高齢者の居住の安定確保に関する法律	8	登録の拒否	B
2	高齢者の居住の安定確保に関する法律	26	登録の取消し	B
3	高齢者の居住の安定確保に関する法律	27	所在不明者等の登録の取消し	B
4	高齢者の居住の安定確保に関する法律	38	指定登録機関の指定の取消し	B
5	高齢者の居住の安定確保に関する法律	69	終身建物賃貸借事業に関する改善命令	B
6	高齢者の居住の安定確保に関する法律	70	終身建物賃貸借事業の認可の取消し	B
7	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	11-1	登録の拒否	B
8	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	23-3	登録事業者に対する指示	B
9	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	24-1 24-2	登録の取消し	B
10	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	35-1 35-2	指定登録機関の指定の取消し	B
11	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	55	居住安定援助賃貸住宅事業に関する改善命令	B
12	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	56-1 56-2	居住安定援助計画の認定の取消し	B
13	市営住宅条例	9	入居決定者の決定の取消し	B
14	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	5条の8	マンション管理適正化支援法人への改善命令	B
15	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	5条の8	マンション管理適正化支援法人の取消し	B
16	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	5条の14	マンション管理計画の不認定	B
17	マンションの管理の適正	5条の19	マンション管理に関する改善命	B

	化の推進に関する法律		令	
18	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	5条の20	マンション管理計画の認定の取消し	B
19	市営住宅条例	32	社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用許可の取消し	B
20	地方自治法	244の2-11	指定管理者の指定の取消し	B

不利益処分の処分基準

処分名		登録の拒否
根拠法令及び条項		高齢者の居住の安定確保に関する法律 第8条
所管部課(室)係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処分基準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定め尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		登録の取消し
根拠法令及び条項		高齢者の居住の安定確保に関する法律 第 26 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定め尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名	所在不明者等の登録の取消し	
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第 27 条	
所管部課（室）係名	都市計画推進部 住宅課 住宅管理係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		指定登録機関の指定の取消し
根拠法令及び条項		高齢者の居住の安定確保に関する法律 第 38 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		終身建物賃貸借事業に関する改善命令
根拠法令及び条項		高齢者の居住の安定確保に関する法律 第 69 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		終身建物賃貸借事業の認可の取消し
根拠法令及び条項		高齢者の居住の安定確保に関する法律 第70条
所管部課(室)係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処分 基準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定め尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		登録の拒否
根拠法令及び条項		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 11 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処分基準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		登録事業者に対する指示
根拠法令及び条項		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 23 条第 3 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処分基準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		登録の取消し
根拠法令及び条項		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 24 条第 1 項、第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	指定登録機関の指定の取消し	
根拠法令及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 35 条第 1 項、第 2 項	
所管部課（室）係名	都市計画推進部 住宅課 総務企画係	
処分 基準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		居住安定援助賃貸住宅事業に関する改善命令
根拠法令及び条項		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 55 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処分基準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		居住安定援助計画の認定の取消し
根拠法令及び条項		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 56 条第 1 項、第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処分基準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定め尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		入居決定者の決定の取消し
根拠法令及び条項		市営住宅条例第9条
所管部課(室)係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定め尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		マンション管理適正化支援法人への改善命令
根拠法令及び条項		マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の8第2項
所管部課(室)係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処分 基準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定め尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		マンション管理適正化支援法人の取消し
根拠法令及び条項		マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の8第3項
所管部課(室)係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定め尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		マンション管理計画の不認定
根拠法令及び条項		マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の14第1項各号に適合しないとき
所管部課(室)係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処分 分 基 準	関係条項	第5条の13、第5条の15
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定め尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		マンション管理に関する改善命令
根拠法令及び条項		マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の19
所管部課(室)係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処分 基準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定め尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名	マンション管理計画の認定の取消し	
根拠法令及び条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の10	
所管部課(室)係名	都市計画推進部 住宅課 総務企画係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定め尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用許可の取消し
根拠法令及び条項		市営住宅条例第 32 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定め尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		指定管理者の指定の取消し
根拠法令及び条項		地方自治法第 244 条の 2 第 11 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定め尽くされているため
	参考事項	
備考		